

第 1 章 計画策定の基本的考え方

第 1 節 計画策定の趣旨

障害者基本法は、障害者のための施策に関し、国、地方公共団体それぞれの役割と責務を明らかにし、また、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、それぞれが主体的な計画策定に努めなければならないとしています。

障害のある人が地域の中で共に暮らす社会を実現していくためには、地域における行政の中核機関である市町村が、地域に合ったきめ細やかな計画を策定し、障害のある人に適切なサービスを提供できる体制を作り上げる必要があります。

一方、平成 16 年 10 月、国から、「今後の障害者保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」が提言され、「障害保健福祉施策の統合化」「自立支援型システムへの転換」「制度の持続可能性の確保」など、今後の基本的な改革の視点が示されました。

こうした中、[グランドデザイン案](#)に盛り込まれた、「年齢、障害種別、疾病を越えた一元的な体制の整備」「地域の中で自立した生活ができるようなしくみの整備」や「制度の公平化、効率化、透明化」等を重要な視点とする障害者自立支援法が平成 18 年 4 月に施行され、今後の障害者施策の大きな転換期を迎えることとなりました。

本市においては、平成 15 年 3 月、障害者基本法に基づく第二次の障害者福祉基本計画を策定し、障害のある人が地域で安心して暮らし、生きがいをもって生活できる福祉社会の実現を目指し、保健福祉分野をはじめ、教育・雇用・建設・交通・情報通信・防犯・防災など、幅広い分野の施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、現在の障害者を取り巻く社会環境の整備は、いまだ十分とはいえない状況にあり、障害者の地域生活への移行と就労の促進など、自立支援への取り組みが重要な課題となっています。

本計画は、障害者基本法の基本的理念を尊重するとともに、障害者自立支援法による新たな施策の流れを踏まえつつ、本市における在宅サービスをはじめとする障害福祉サービスの提供体制の計画的な整備を図るため、「県障害福祉計画」との整合を図りながら、障害者の自立支援に向けて実効ある計画として策定するものです。

第2節 計画の基本理念

この計画は、以前から障害者福祉の基本的な考え方となってきた「[リハビリテーション](#)」と「[ノーマライゼーション](#)」の二つの理念を基本として、「個人の尊厳の保持、有する能力に応じた自立した日常生活の支援」や「地域福祉の推進」、「自立と社会参加の支援」を図ることにより、引き続き、障害のある人の「完全参加と平等」の実現を目指します。

これらの理念が目指すものは、障害のある人が一人の人間として尊重され、社会を構成する一員として自己の能力を発揮して社会に参加し、生きがいのある生活を営むことができるよう社会全体で支援する態勢の確立であり、安全で暮らしやすい住環境の整備をはじめ、生活環境全般にわたる施策が必要となります。

第3節 計画の位置付けと役割

本計画は、障害者基本法に基づく「障害者福祉基本計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定するものです。障害のある人が自立して生活し、社会参加できる環境づくりを推進するため、「旧光市」「旧大和町」で策定された計画を継承しつつ、本市の障害者福祉施策の基本的な考え方や方向性を示すとともに、新たな福祉サービス体系の確立のため、障害のある人の実態やニーズを踏まえながら、地域の実情に応じた数値目標による障害福祉サービスの提供基盤の整備など、障害者に対する支援策を総合的に定めるものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」や山口県の新「やまぐち障害者いきいきプラン」との整合性を確保するとともに、新たに策定される「山口県障害福祉サービス実施計画」を踏まえ、上位計画である「光市総合計画」との整合性を図りながら推進していきます。

第4節 計画の期間及び見直しの時期

障害者福祉基本計画の期間は、平成19年度から平成22年度までの4年間とし、平成22年度に時期計画に向けた見直しを行うこととします。

また、第2期障害福祉計画に係るサービス計画部分については、計画の目標年度を平成23年度（計画期間：平成21年度から平成23年度）とし、23年度中に見直しを行います。

第5節 計画の基本目標

1 計画推進の基本目標

本計画を1「啓発・広報」、2「教育・育成」、3「雇用・就業」、4「保健・医療」、5「福祉」、6「生活環境」、7「文化・スポーツ」の7分野に体系化し、以下3つの基本目標の実現に向けて、実施すべき施策の展開を図ることとします。

(1) 自立・参加の支援

障害のある人が社会の一員として自立に向けて社会活動に参加することは重要なことであり、様々な社会活動に積極的に参加し、個性を発揮しながら、地域でいきいきと暮らすことができる社会を目指します。

(2) 主体性・選択性の尊重

福祉サービスの利用について、利用者主体の選択・自己決定を尊重する障害者自立支援法の理念を基本としながら、新たな政策の流れを取り入れ、障害のある人が自ら選択した居住の場で自立した生活ができる社会の実現を目指します。

(3) 地域での支え合い

市民全体で支え合いながら、障害の有無にかかわらず、誰もが住みなれた家庭や地域の中で安心して暮らすことができる社会を目指します。

2 施策推進の基本的方向

「施設・入院から地域生活への移行の推進」及び「福祉施設から一般就労への移行の推進」を重点目標として数値目標を設定し、施策推進や障害福祉サービスの拡充等に向けた施策の展開を図ります。

(1) サービス提供体制の整備

障害のある人が身近にサービスを利用できるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス提供体制の整備を図るとともに、障害のある人の能力・適性に応じた施設等のサービス利用の促進を図ります。

(2) 施設・入院から地域生活への移行を推進

円滑な地域生活移行を促進するため、その受け皿となる共同生活援助や共同生活介護などの生活拠点の整備を進めるとともに、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行を推進

授産施設利用者の一般就労移行の支援や一般就労につながる新体系サービスへの早期の移行促進を図るとともに、施設における雇用の場の拡大のため、福祉・労働・教育等、関係機関の連携による障害者雇用施策の推進を図ります。

第6節 計画の推進体制と達成状況の点検及び評価

本計画の推進にあたっては、国・県の動向を踏まえながら、[NPO法人](#)・社会福祉法人等、各種関係機関や団体などと相互の緊密な連携を図り、総合的に推進することとします。

また、全庁的な取組みが必要と考え、関係所管課等と常時情報の共有化を図り、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、計画の達成状況の点検及び評価など、外部からのチェック体制の確立と、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関する協議の場として「光市地域自立支援協議会」の効果的な運営を図りながら、障害者施策の円滑な推進に努めます。

第2章 障害者の現状と福祉サービスの状況

第1節 障害者の状況

1 総人口の推移

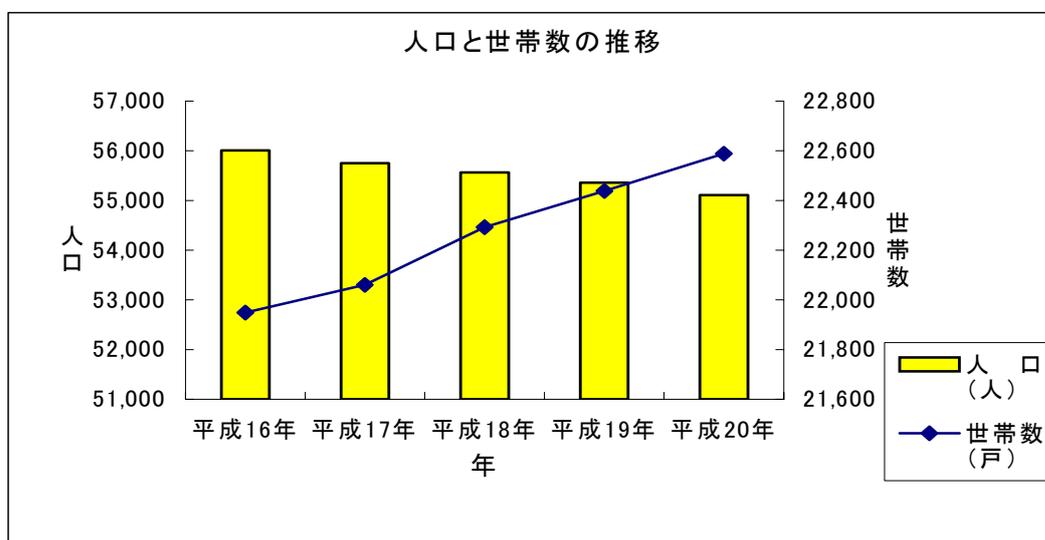
本市における平成20年4月1日現在の人口は55,107人、世帯数は22,588戸となっています（外国人登録人口を含む）。

最近5年間の動向をみると、人口については減少傾向にあり、逆に世帯数は増加傾向を示していることから、引き続き核家族化が進展していることがうかがえます。

■ 総人口の推移

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人 口(人)	56,008	55,748	55,567	55,360	55,107
世帯数(戸)	21,949	22,060	22,292	22,438	22,588

資料：各年とも4月1日現在の住民基本台帳登録及び外国人登録人口



2 年齢3区分別人口の推移

本市における平成20年4月1日現在の年齢3区分人口は、0～14歳の「年少人口」が7,545人（13.7%）、15～64歳の「生産年齢人口」が33,445人（60.7%）、65歳以上の「老年人口」が14,117人（25.6%）で、老年人口が年少人口を上回っています。

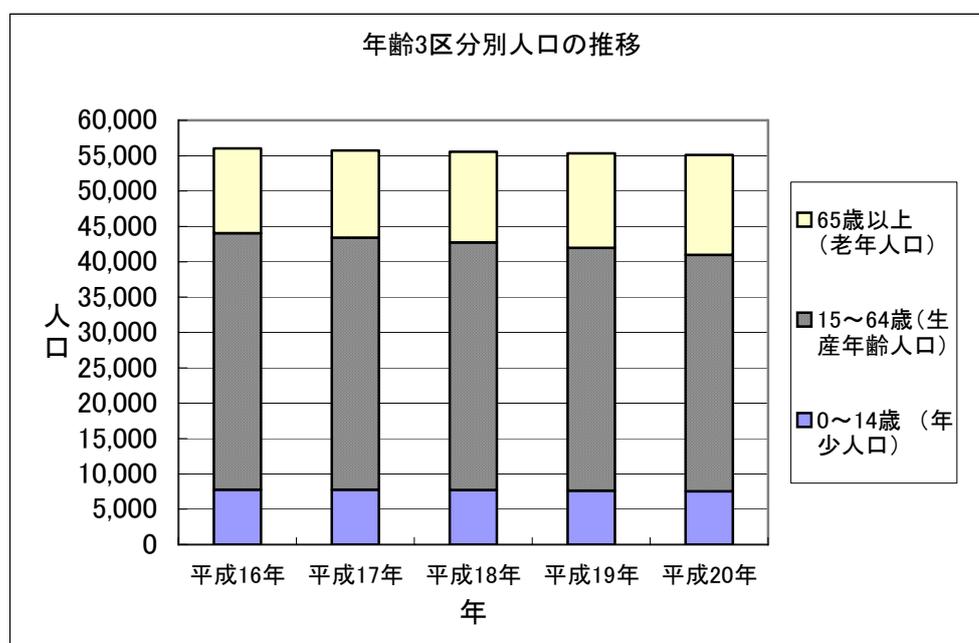
最近5年間の動向をみると、年少人口及び生産年齢人口はいずれも減少傾向にあります。この結果、高齢化率は年々増加しています。

■ 年齢3区分別人口の推移

（単位：人）

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
0～14歳（年少人口）	7,791	7,778	7,717	7,621	7,545
15～64歳（生産年齢人口）	36,244	35,639	35,023	34,333	33,445
65歳以上（老年人口）	11,973	12,331	12,827	13,406	14,117
合 計	56,008	55,748	55,567	55,360	55,107

資料：各年とも4月1日現在の住民基本台帳登録及び外国人登録人口



3 身体障害児・者の状況

(1) 年齢構成別の推移

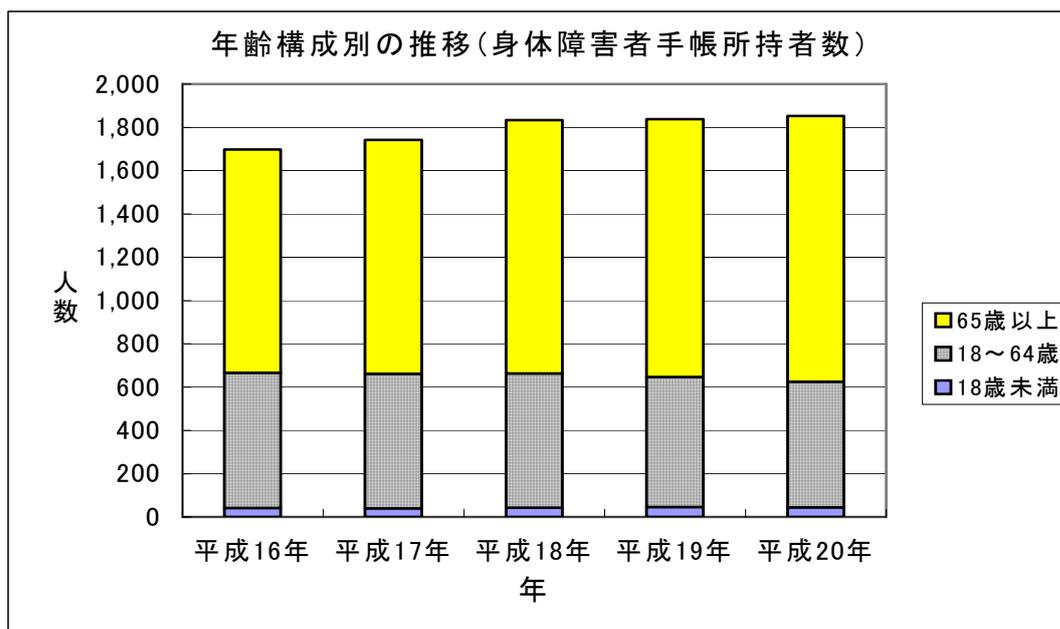
身体障害者手帳所持者数は、平成20年4月1日現在で1,853人となっています。年齢構成別にみると、18歳未満のいわゆる障害児は44人(2.4%)、18～64歳は580人(31.3%)、65歳以上は1,229人(66.3%)で、65歳以上の高齢者が過半数を占めています。

また、最近5年間の動向をみると、65歳以上の高齢者の割合が増加傾向にありますが、今後も高齢者の割合が増加することが予測できます。

■ 年齢構成別の推移（身体障害者手帳所持者数） (単位：人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
18歳未満	41	40	43	46	44
18～64歳	625	621	619	600	580
65歳以上	1,032	1,081	1,171	1,191	1,229
合 計	1,698	1,742	1,833	1,837	1,853

注)各年4月1日現在



(2) 等級別の推移

障害の等級別にみると、平成20年4月1日現在、1級542人(29.3%)、2級289人(15.6%)、3級377人(20.3%)、4級414人(22.3%)、5級113人(6.1%)、6級118人(6.4%)となっており、1級から3級までの重度の障害者の割合が高く、65.2%を占めています。

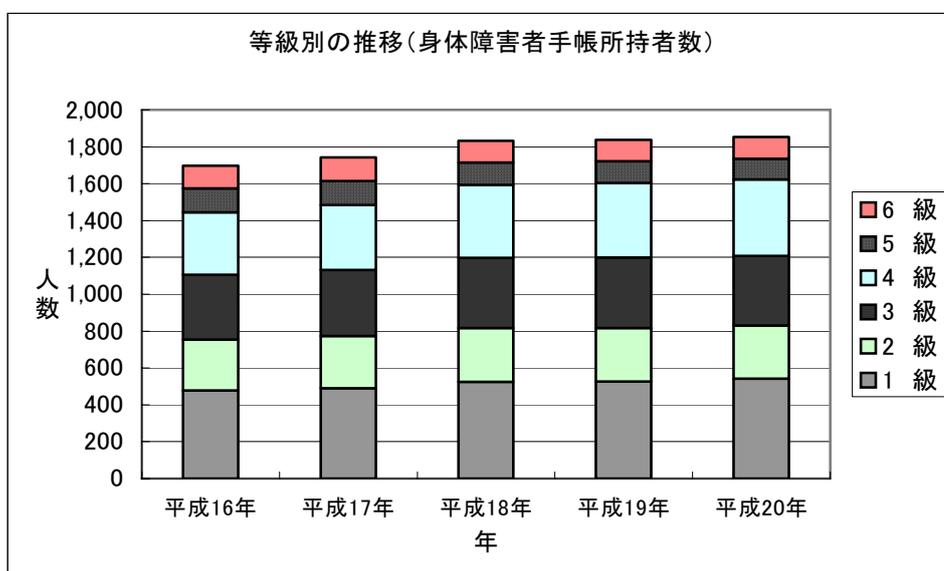
また、最近5年間の動向をみると、軽度である5級・6級の割合に微減傾向があるのに対して、3級以上、特に最重度である1級の割合が増加傾向にあることから、身体障害者の重度化が進展していることがうかがえます。

■ 等級別の推移（身体障害者手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1 級	478	489	525	526	542
2 級	276	285	291	290	289
3 級	351	357	382	383	377
4 級	339	354	396	404	414
5 級	131	129	120	119	113
6 級	123	128	119	115	118
合 計	1,698	1,742	1,833	1,837	1,853

注)各年4月1日現在



(3) 障害部位別の推移

障害部位別にみると、平成20年4月1日現在、「肢体不自由」が995人(53.7%)と過半数を占めています。以下「内部障害」534人(28.8%)、「聴覚・平衡機能障害」152人(8.2%)、「視覚障害」143人(7.7%)、「音声・言語機能障害」29人(1.6%)の順になっています。

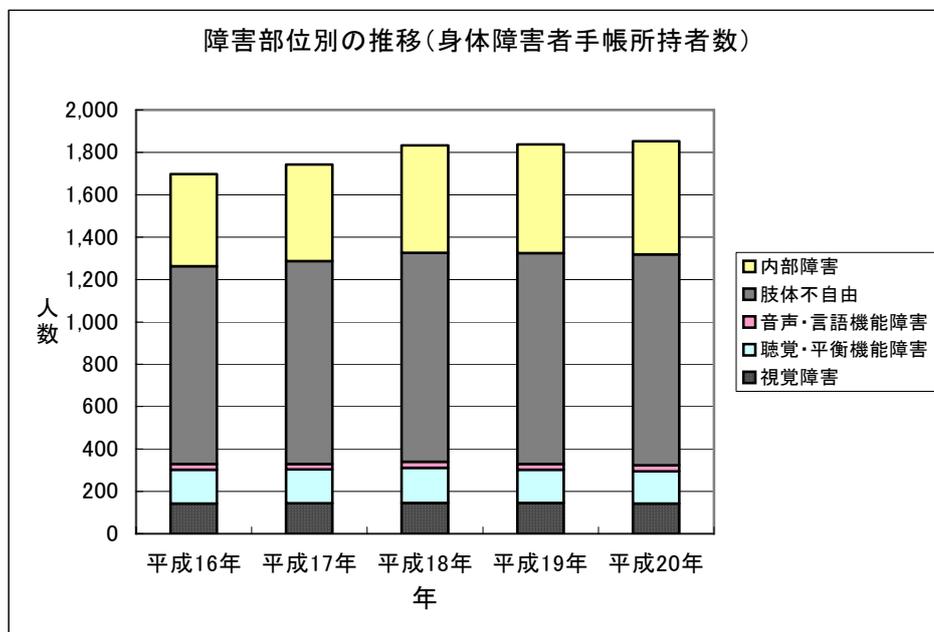
また、最近5年間の動向をみると、「音声・言語機能障害」、「肢体不自由」、「内部障害」が増加傾向にあります。

■ 障害部位別推移(身体障害者手帳所持者数)

(単位:人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
視覚障害	143	145	146	146	143
聴覚・平衡機能障害	160	159	166	156	152
音声・言語機能障害	26	25	28	28	29
肢体不自由	934	957	986	995	995
内部障害	435	456	507	512	534
合 計	1,698	1,742	1,833	1,837	1,853

注)各年4月1日現在



(4) 福祉施設入所状況の推移

身体障害者の施設入所状況は、次のとおりです。

■ 福祉施設入所者数

(単位：人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
療護施設	9	11	11	12	12
授産施設	5	4	4	5	5
通所授産施設	4	3	3	4	4
合 計	18	18	18	21	21

注) 各年4月1日現在

4 知的障害児・者の状況

(1) 年齢構成別の推移

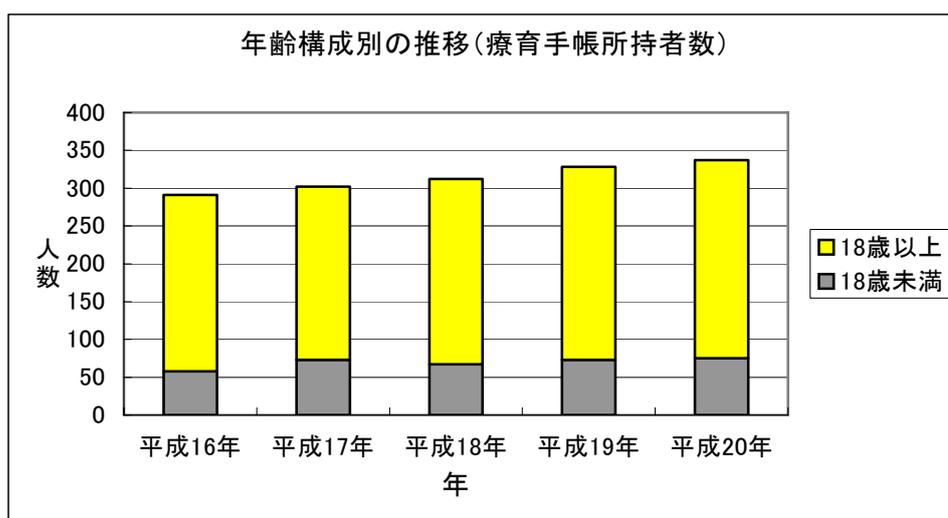
療育手帳所持者数は、平成 20 年 4 月 1 日現在で 337 人となっています。年齢構成別にみると、18 歳未満のいわゆる障害児は 75 人（22.3%）、18 歳以上の障害者は 262 人（77.7%）となっています。

また、最近 5 年間の動向をみると、18 歳未満も 18 歳以上も微増傾向にあることがうかがえます。

■ 年齢構成別の推移（療育手帳所持者数） （単位：人）

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
18歳未満	58	73	67	73	75
18歳以上	233	229	245	255	262
合 計	291	302	312	328	337

注)各年4月1日現在



(2) 障害程度別の推移

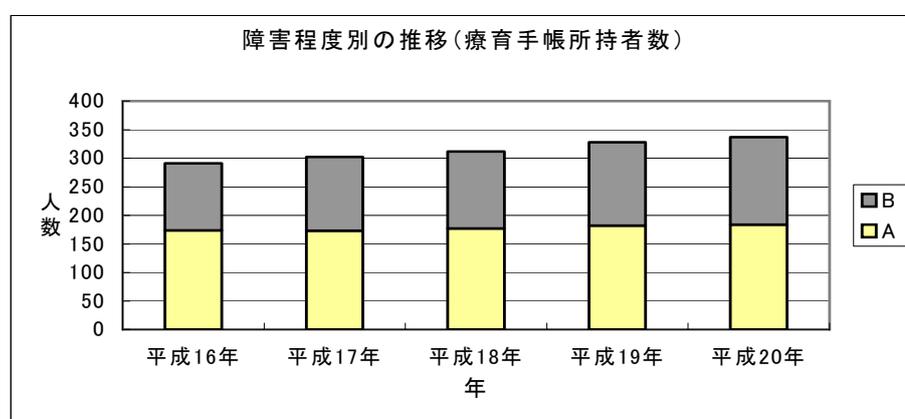
障害程度別にみると、平成 20 年 4 月 1 日現在で障害の程度が重い療育手帳 A の所持者は 184 人、障害の程度が中・軽度の療育手帳 B の所持者は 153 人となっており、障害の程度が重い人が 54.6%と過半数を占めています。

また、最近5年間の動向をみると、療育手帳Aの所持者も療育手帳Bの所持者も微増傾向にあることがうかがえます。

■ 障害程度別の推移（療育手帳所持者数）（単位：人）

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
A	174	173	177	182	184
B	117	129	135	146	153
合 計	291	302	312	328	337

注) 各年4月1日現在



(3) 福祉施設入所状況の推移

知的障害者の施設入所状況は、次のとおりです。

■ 福祉施設入所者数（単位：人）

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
更生施設	80	83	84	86	84
授産施設	32	35	34	34	39
通勤寮	0	0	0	0	1
グループホーム	2	2	2	4	4
合 計	114	120	120	124	128

注) 各年4月1日現在

5 精神障害者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成20年4月1日現在で173人となっ

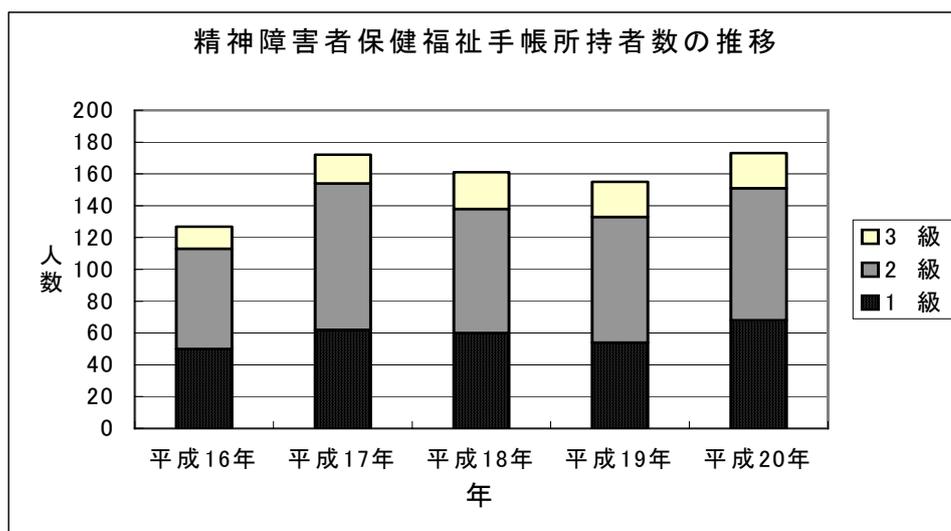
ています。障害程度別にみると、1級 68 人（39.3%）、2級 83 人（48.0%）、3級 22 人（12.7%）となっています。

また、最近5年間の動向をみると、手帳所持者数は1級・2級で増加傾向を示しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1 級	50	62	60	54	68
2 級	63	92	78	79	83
3 級	14	18	23	22	22
合 計	127	172	161	155	173

注)各年4月1日現在



資料：周南健康福祉センター

(2) 精神障害者実態把握数の推移

平成20年4月1日現在の通院医療公費負担受給者数は585人となっています。また、最近5年間の動向をみると、通院医療費公費負担受給者数が急激な増加を示しています。

■精神障害者実態把握数の推移

(単位：人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
通院医療費公費負担 受給者数	348	428	468	536	585

資料：周南健康福祉センター

注) 各年4月1日現在

6 障害程度区分の認定状況（平成20年4月末現在）

障害程度区分は、介護給付を行う際の介護の必要度を表すもので、6段階の区分（区分6が必要度が高い）により市が認定します。

認定にあたっては、障害者の心身の状況等について、調査を実施した106項目

の一次判定結果や特記事項、かかりつけ医の意見書をもとに、審査会において審査判定を行います。

(1) 障害別

(単位：人)

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
全 体	0	13	43	15	16	11	17	115
身体障害	0	7	23	4	5	5	13	57
知的障害	0	2	14	7	11	6	8	48
精神障害	0	4	6	4	0	0	0	14

※重複障害の場合は、各障害に計上しているため、各障害の合計と全体計は一致しない

(2) 在宅・施設等別

(単位：人)

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
全 体	0	13	43	15	16	11	17	115
在 宅	0	12	40	14	12	8	15	101
在宅以外	0	1	3	1	4	3	2	14

※在宅以外にはグループホーム・ケアホームを含む

第 2 節 障害福祉サービス等の利用状況

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護などを総合的に行う居宅介護は、支援費制度開始後の急激な伸びを示しています。また、重度訪問介護については、利用者の長期入院等による実績減となっています。

(単位：時間／年)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
居宅介護	見込量	1,803	3,647	4,097
	実績	1,591	4,829.5	(見込)5,238.5
重度訪問介護	見込量	1,300	3,219	3,838
	実績	1,302	2,801	(見込) 2,755

(2) 行動援護

自己判断力が制限されている人の危険を回避するために必要な支援や外出支援等を行う行動援護は、現時点では指定基準を満たす事業者が近隣にないため利用実績なしとなっています。

(単位：時間／年)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
行動援護	見込量	0	0	0
	実績	0	0	(見込) 0

(3) 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援は、介護の必要性がとて高い人に、一つの事業所が居宅介護などの複数のサービスを包括的に実施するサービスですが、本市には指定基準を満たす事業者がないため、平成 19 年度時点で利用実績なしとなっています。

(単位：時間／年)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
重度障害者等包括支援	見込量	0	0	0
	実績	0	0	(見込) 0

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動等

の機会の提供を行う生活介護は、多くの施設の日中活動部分の移行が見込まれますが、平成 19 年度時点での新体系への移行事業所が少ないことなどにより、現状では見込量の半数程度の実績となっています。

(単位：人日／年)

区	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生活介護	見込量	1,584	7,656	20,856
	実績	1,539	4,849	(見込) 5,269

(2) 自立訓練

自立訓練は、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う事業です。このうち機能訓練については、サービス利用者の一部が生活介護へ移行したことによる実績となっており、また、生活訓練については、新体系への移行事業所が 1 施設しかなかったことなどにより、大きく実績減となっています。

(単位：人日／年)

区	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
自立訓練（機能訓練）	見込量	528	1,320	1,584
	実績	557	1,501	(見込) 209
自立訓練（生活訓練）	見込量	0	528	1,056
	実績	0	12	(見込) 155

(3) 就労移行支援

就労移行支援は、一般企業等への就労希望者に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のための必要な訓練を行うサービスですが、平成 19 年度までは新体系への移行事業所がなく、実績なしとなっています。

(単位：人日／年)

区	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
就労移行支援	見込量	0	264	528
	実績	0	0	(見込) 43

(4) 就労継続支援

就労継続支援は、一般企業での就労が困難な人に、福祉的就労の場として、働く場を提供するとともに、知識や能力向上のための必要な訓練を行う事業ですが、A型については、平成 19 年度までの新体系への移行施設がないため、実績なしとなっています。

B型については、精神障害者を対象とする 4 事業所の移行による実績となって

います。

(単位：人日／年)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
就労継続支援（A 型）	見込量	0	264	264
	実績	0	0	（見込） 820
就労継続支援（B 型）	見込量	0	1,848	2,640
	実績	85	1,325	（見込） 2,380

(5) 療養介護

療養介護は、医療機関において、医療と常時介護の必要な人に機能訓練や療養上の管理や看護など、日中の生活や療養に関わる介護を行う事業で、19年度時点では旧制度の進行性筋萎縮症者療養事業利用者2名の利用となっています。

(単位：人／年)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
療養介護	見込量	2	2	24
	実績	2	2	（見込） 2

(6) 児童 [デイサービス](#)

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う児童デイサービスですが、第1期計画期間でサービス提供予定の事業者がないため見込量は算出していません。平成19年度時点の実績もなしとなっています。

(7) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、夜間も含め短期間、施設での入浴や排せつ、食事の介護など、家庭介護者の負担軽減を図りながら障害のある人の生活支援を行う事業として、今後も利用者の増加が見込まれます。

(単位：人日／年)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
短期入所	見込量	396	660	780
	実績	328	658	（見込） 750

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助・共同生活介護

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う [グループホーム](#) や、入

浴、排せつ、食事等の介護を行う [ケアホーム](#) については、今後は、地域での住まいの場として、利用ニーズの増加が予想されます。

(単位：人／年)

区	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
共同生活援助 共同生活介護	見込量	5	9	13
	実績	5	7	(見込) 7

(2) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行う新体系の施設サービスですが、旧制度の入所施設からの移行は、平成 19 年度までに 4 施設のみとなっており、利用実績も見込量を下回っています。

(単位：人／年)

区	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
施設入所支援	見込量	0	19	60
	実績	0	9	(見込) 13

4 地域生活支援事業

(1) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、意思疎通を図ることが困難な障害者に、手話通訳者等を派遣して、手話通訳等による意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業で、今後も利用者の増加が見込まれます。

(単位：回／年)

区	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
コミュニケーション 支援事業	見込量	50	50	50
	実績	35	37	(見込) 35

(2) 日常生活用具給付事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付や貸与を行う事業ですが、ストマ装具と紙おむつが補装具給付事業から制度移行したための実績増となっています。

(単位：件／年)

区	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
日常生活用具給付 事業	見込量	114	336	360
	実績	321	399	(見込) 400

(3) 移動支援事業

ア リフト付タクシー運行事業

リフト付タクシー運行事業は、車いす使用者や寝たきりの障害者及び高齢者の移動手段として利用ニーズの高い事業となっています。

(単位：件／年)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
リフト付タクシー 運行事業	見込量	670	690	715
	実績	615	665	(見込) 1,070

イ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うサービスですが、知的障害者（児）や視覚障害者を対象に利用ニーズの高い事業となっています。

(単位：時間／年)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
移動支援事業	見込量	750	1,800	1,950
	実績	802.5	1,488	(見込) 1,705

(4) 地域活動支援センター事業

現在、心身障害者福祉作業所 1 箇所、相談支援事業所 1 箇所を地域活動支援センターとして運営していますが、福祉作業所など、今後、給付事業への移行可能な事業所については、就労継続支援事業等での対応が考えられます。

(5) 視覚障害者生活訓練事業

視覚障害者生活訓練事業は、現在、視覚障害者の料理教室を開催し、調理師・栄養士による調理指導、栄養指導を行っています。

(単位：人／年)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
視覚障害者生活訓 練事業	見込量	3	4	4
	実績	5	5	(見込) 5

(6) 福祉機器リサイクル事業

福祉機器リサイクル事業は、不要になった福祉機器に修理・洗浄等を施し、必要な方に斡旋しています。

(単位：件／年)

区	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
福祉機器リサイクル事業	見込量	2	3	3
	実績	15	1	(見込) 8

(7) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資すること及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ大会等を開催する事業です。県においては、障害者総合体育大会の「キラリンピック」、市においては、市内の障害者を対象とした「心身障害児者体育大会」、周南3市（周南市・下松市・光市）の合同で開催する「周南3市身体障害者ふれあいフェスタ」を毎年開催しています。

(単位：人／年)

区	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	見込量	332	350	350
	実績	332	355	(見込) 291

(8) 点字・声の広報等発行事業

点字・声の広報等発行事業は、文字による情報入手が困難な視覚障害者のための情報支援として、点訳や音訳等の方法により、市の広報や生活情報、その他必要度の高い情報などを定期的に提供する事業です。

(単位：人／年)

区	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
点字・声の広報等発行事業	見込量	18	18	18
	実績	20	15	(見込) 15

(9) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得・改造助成事業は、障害者の社会参加の促進を図るために、運転免許取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

(単位：人／年)

区	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
自動車運転免許取得助成	見込量	2	2	2
	実績	0	0	(見込) 1
自動車改造費助成	見込量	2	3	3
	実績	3	2	(見込) 1

(10) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、日中、監護する者がいない等、一時的な見守りが必要な障害者に日中活動の場の提供や社会に適応するための日常的な訓練を行う事業ですが、知的障害者、障害児ともに利用が急増しています。

(単位：回／年)

区	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
日中一時支援事業	見込量	730	1,370	1,500
	実績	674	1,739	(見込) 1,722